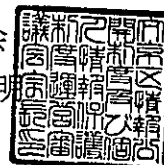


27文情運第2号
平成27年6月23日

文京区長 成澤 廣 修 様



文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明



答 申

平成27年4月24日付27文総総第108号による平成27年度諮問第1号「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定に伴い、社会保障・税番号制度が導入されることを背景に、当審議会においては、平成27年4月に「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」区長から諮問を受けました。

番号法において、個人番号や特定個人情報について、従来の個人情報よりも厳しい保護措置を講じていることを踏まえると、特定個人情報等の取扱いについては、行政として慎重に対応するとともに、文京区の個人情報保護に関する条例について、番号法第31条に基づいた規定整備を行う等の適切な措置を講ずることが求められます。

そこで、当審議会において、番号法の趣旨や文京区の個人情報保護制度の現状を勘案し、3回にわたる審議を行いましたので、諮問事項について、別紙のとおり答申します。

文京区においては、本答申の趣旨を踏まえ、現行の文京区個人情報の保護に関する条例を改正するとともに、情報セキュリティ対策の強化、特定個人情報の適正な取扱いに係る職員に対する教育・啓発等必要な措置を速やかに講じることを要望します。

あわせて、今後の番号法や個人情報保護法の動向を見据えた上で、特定個人情報を含めた個人情報保護制度のより一層適切な運用を図っていくことを期待します。

文京区個人情報の保護に関する条例において、改正すべき主な内容

1 定義の追加

- 「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」の定義を追加する。

【説明】

個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）は、それ以外の個人情報と比べ、強力な個人識別機能を有することから、番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）について、従来の個人情報よりも厳格な保護措置を講じることとしている。

また、番号法第31条において、地方公共団体に対して、番号法の趣旨等を踏まえた措置を講じるよう求めることとしている。

以上を踏まえ、番号法に基づいて、文京区個人情報の保護に関する条例（以下「現行条例」という。）で新たに保護措置を講じる必要がある対象を明確にするため、「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」を新たに定義に加える。

2 特定個人情報の目的外利用の制限

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する。
- (2) 情報提供等記録のみ、目的外利用を認めない。

【説明】

(1) 情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用については、番号法第29条に基づき、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する場合に限定される。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、特定個人情報の目的外利用については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する規定を設ける。なお、実施機関の適正な運営を図るため、目的外利用をしたときは、その旨を当審議会に報告する必要がある。

(2) 特定個人情報のうち情報提供等記録の目的外利用については、番号法30条に基づき、そもそも想定されていないことから、目的外利用を一切禁止している。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例において、情報提供等記録の目的外利用について、一切禁止する。

3 提供の制限

- 特定個人情報の提供は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、一切認めない。

【説明】

- 現行条例第15条において、外部提供の定義として、「保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を区の機関以外のものに行う提供」としている。
番号法においては、地方公共団体における「特定個人情報の提供」については、実施機関単位（区長部局、教育委員会など）で考えられているので、同一地方公共団体内であっても他の機関へ特定個人情報を移転することは、「特定個人情報の提供」に該当することとなる。
- 特定個人情報の提供については、番号法第29条及び第30条に基づき、同法第19条各号に該当する場合を除き一切認められない。
そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、特定個人情報の提供については、番号法第19条各号に該当する場合を除き、一切認められないとする規定を設ける。
なお、実施機関の適正な運用を図るため、番号法第19条各号のうち、第13号に該当するとして提供をしたときは、その旨を当審議会に報告する必要がある。

4 開示等の請求

- 特定個人情報の開示・訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除・利用の中止請求（以下、「請求」という。）については、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。
- 個人番号を含まない個人情報については、現行条例の施行規則において、実施機関が特別の理由があると認めたとときに任意代理人による請求を認めているため、現行の規定を適用する。

【説明】

社会保障・税番号制度においては、特定個人情報の取扱いについて、情報提供ネットワークシステムを利用する等、これまでの個人情報の取扱いから大きく変わることから、請求による本人参加の権利の実質的な保障が重要になる。

番号法では、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難な者等についても容易に開示請求権等を行使できるように、同法第29条及び第30条において、任意代理を認めている。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、特定個人情報の開示・訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除・利用の中止請求については、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める規定を設ける。

なお、個人番号を含まない現行の個人情報に係る請求等については、現行条例の施行規則第10条において、「実施機関が特別の理由があると認めたととき」に任意代理人による請求を認めており、この取り扱いを見直す特段の理由がないことから、現行規定を適用することは妥当である。

5 利用停止請求（削除の請求、利用の中止の請求）

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の「利用停止請求」ができる場合に、「番号法の規定に違反した取扱いがなされている場合」も対象に含める。
- (2) 情報提供等記録については、「利用停止請求」は認めない。

【説明】

- (1) 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止（①利用の停止又は消去、②提供の停止）の請求について、番号法第29条及び第30条に基づき、番号法の規定に違反した取扱いがなされている場合も対象に含まれる。

そこで、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、番号法の規定に違反した取扱いがなされている場合には、利用停止の請求が認められるよう規定を設ける。

- (2) 特定個人情報のうち情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。仮に、これらの事態が発生したとしても、不正な情報連携を抑止し、適法な情報連携を情報提供ネットワークシステムにおいて安定的に実現するためには、情報提供等の記録を恒常的に確認可能な状態にしておき、不正な情報連携の有無、システムに支障をきたす提供がなされていないかなどを確認する必要がある。

また、情報提供等記録について不適法な取扱いを行ったものに対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うこととなっている。

そこで、現行条例においても、情報提供等記録の利用停止の請求は認めないとする規定を設ける。

6 決定後の手続等

- 情報提供等記録のみ、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対して、訂正があった場合は、その旨を書面により通知すること。

【説明】

情報提供等記録の記録事項が誤っていた場合には、同一の情報を有する者（情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣）へ通知する必要がある。

現行条例第22条第4項においては、「訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求に応じる決定を行ったときは、速やかにその旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。」と規定しているが、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、情報提供等記録について訂正があった場合には、情報照会者又は情報提供者及び総務大臣に書面により通知する規定を設ける。

7 費用負担

- 本区条例において、開示手数料は無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ実費を請求者から徴収していることから、現行規定を維持する。

【説明】

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の個人情報不正に転々流通したり、不正な取扱いがなされていないかの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。

そこで、番号法では、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができるとしている。

現行条例においては、自己情報の閲覧及び視聴並びに訂正、削除又は利用の中止に係る費用などの手数料は、無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ、実費を請求者から徴収している。

以上のとおり、既に経済的困難等が認められる場合においても、開示手続が可能であることから、特定個人情報の開示請求に限定して当該交付に要する費用の減額や免除は行わず、現行規定を適用することは、妥当である。

8 他の制度との調整

- 特定個人情報については、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とする。

【説明】

現行条例においては、他の法令の定める手続により、自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止その他これらに類する請求ができる場合は、現行条例を適用せずに、当該法令の定めるところによるとしている。

しかし、情報提供等記録開示システムでは、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。

そのため、他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられる。

以上により、番号法第31条の趣旨を踏まえ、現行条例においても、他の法令による開示の実施との調整については適用除外とするよう、規定を設ける。